

規制改革会議の検討テーマの選定及び進め方について

平成 25 年 2 月 25 日

野村総合研究所 主席研究員 大崎貞和

第 3 回規制改革会議を所用のため欠席させていただきます。

失礼の段を平にお詫び申し上げますとともに、私の意見を以下の通り、書面にて提出させていただきます。

ワーキング・グループにおける検討テーマの優先順位付け、絞り込みが今後進められることになるとは思いますが、その際には、対象事項を所管する省庁において、どのような検討が行われているのか（あるいは行われていないのか）を把握しておくことが重要になると思います。例えば、私の専門分野である証券市場規制に関わる事項について言えば、前回会議の資料に掲げられた事項のうち、いくつかの点については、今後、金融庁において具体的な検討が進められる可能性が高いと側聞しております。

もちろん、所管省庁において検討が行われている（あるいは予定されている）事項であっても、規制改革会議としての考え方を示すことは重要です。その際には、所管省庁における検討の進展状況や内容を踏まえつつ、無用の混乱につながらないような示し方を工夫することが必要であろうと思います。

但し、そのような「調整」とも呼ぶべき連携が必要となるのは、あくまで所管省庁における検討の方向性が、当会議の目指す方向性と一致している場合に限られるでしょう。そうではなく、所管省庁における検討が、規制改革会議の目指す方向性と食い違うような形で進められている場合（あるいはそのように疑われる場合）には、所管省庁における検討と重複したり、そうした検討を先取りしたりする形になり、多少の摩擦を引き起こすような状況に陥りかねないとしても、規制改革会議としての見解を示すための具体的アクションを起こすことが必要ではないかと考えます。

前回の会議において安念委員から提起された一般用医薬品のネット販売をめぐる規制は、所管省庁において検討が進められていることを踏まえながら規制改革会議としての見解を示すべきだと思われる一つの典型例ではないかと思えます。この問題について、私は、安念委員の「メモ」に示された見解に全面的に賛同いたします。そして、他の委員の皆さまのご賛同が得られれば、安念委員の「メモ」の内容を踏まえつつ、当会議としての見解を早急に取りまとめるべきであると考えます。

なお、前回の会議に提出された大田議長代理の書面意見の中に、規制の必要性を主張する側にそれを論証させるべきという提案がありました。私も、そうした考え方に基本的に賛成ですが、加えて、個々の規制を撤廃することによる経済効果について、できるだけ規制改革会議の側から、可能であれば数量的な分析を示すようにすべきではないかと考えます。規制の見直しそれ自体が目的ではなく、規制の見直しを通じた経済の活性化が目的であることを強調するという観点からは、経済効果にも言及できれば説得力が増すのではないかと考えるからです。

以上